

鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 第1条 この要綱は、市内の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、適切な時期の産科初診につなげ、当該妊婦の状況を継続的に把握することで伴走型相談支援事業と一体的に実施するため、鹿屋市妊婦初回産科受診料助成金（以下「助成金」という。）を交付する鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伴走型相談支援事業 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき市が実施する妊婦・子育て世帯に寄り添った相談対応を行い、必要な支援につなげる事業をいう。
- (2) 産婦人科医療機関等 国内の産科、婦人科、産婦人科等を標榜する医療機関をいう。
- (3) 初回産科受診料 妊娠判定に係る初回産科受診（以下単に「初回産科受診」という。）に要した費用であって、産婦人科医療機関等において実施する妊娠の判定に要する問診、診察、尿検査、超音波検査、病院が発行する初回産科受診等証明書の文書料、その他妊娠判定のために必要とする検査等の費用をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 妊婦健診や治療に係る費用及び紹介状の文書作成費用

イ 公費の助成申請をする不妊治療判定に付随する妊娠判定検査費用

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する妊婦とする。ただし、既に他の市区町村から当該申請に係る助成金に相当する給付を受けた者を除く。

- (1) 初回産科受診時及び助成金の申請時において、市内に住所を有している者で、産婦人科医療機関等を受診したもの

- (2) 伴走型相談支援事業の支援を受けることに同意する者
 - (3) 所得の状況を確認するため、市が世帯の課税状況を確認することに同意する者又は世帯全員の課税状況が分かる書類を提出する者
 - (4) 助成対象者の要件の審査のため、市が市の関係部署及び他の自治体等に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対して受診内容等を照会することについて同意する者
- (助成金の額)

第4条 助成金の額は、初回産科受診料の全額とし、1回の妊娠につき1万円を限度とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 産婦人科医療機関等が発行した初回産科受診に係る領収書及び診療報酬明細書の写し
- (2) 振込口座が確認できるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類等

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、初回産科受診により妊娠判定を受けた日の翌日から起算して3か月経過する日の属する月の末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請者が前項の提出期限内に申請することができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ日後3か月が経過する日までに申請することができる。

(助成金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 助成金の交付は、前条の申請により指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと

等により口座に振り込むことが不可能な場合に限り、市長が別に定める方法で現金を交付することができる。

- 3 市長が、第1項の交付決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により、助成金の支払を完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡確認ができない場合は、市は当該申請は取り下げられたものとみなす。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が第3条に規定する要件を満たす者でなかったことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により助成金を受けたと認めたときは、期限を定めて既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長

様

鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業交付申請書兼請求書

鹿屋市妊婦初回産科受診料助成金の交付を受けたいので、下記の同意・誓約事項の全てに同意した上で、鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業実施要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

1 助成金の申請者兼請求者

フリガナ氏名	印	生年月日	
住所	連絡先（自宅） (携帯)		
初回産科受診日		初回産科受診医療機関名	
今回の申請に係る確認事項	☐ 他市区町村から当該申請に係る助成金に相当する交付を受けていません。 ☐ 今回の妊娠判定について、公的な不妊治療助成金の交付を受けていません。		

2 助成金の申請額及び請求額

（注 初回産科受診料の合計額と交付上限額 1 万円のいずれか低い額を記載すること。）
円

3 振込先金融機関口座

（注 振込先の口座は、申請者兼請求者名義の口座を記入すること。）

振込先	金融機関名			
	種目		口座番号	
	口座名義人(カタカナで記入)			

4 同意・誓約事項について（同意・誓約事項については裏面記載）

- ☐ 裏面に表記された同意・確認事項の全てに同意します。
☐ 裏面に表記された同意・確認事項について同意しません。

(裏面)

同意・誓約事項

- ☐ 伴走型相談支援事業の支援を受けることに同意します。
- ☐ 所得の状況を確認するため、市が世帯の課税状況確認することに同意します。また、公簿等で確認ができない場合は、関係書類を提出します。
- ☐ 助成対象者の要件の審査のため、市が市の関係部署及び他の自治体等に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対し、受診内容等を照会することについて同意します。
- ☐ この申請書は、市において交付決定した後に助成金の請求書として取り扱います。
- ☐ 市が交付決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により、助成金の支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請（請求）者に連絡確認ができない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ☐ 助成金の交付後、申請（請求）者がその要件に該当しないことが判明したときは、助成金を返還します。

[添付書類]

- ☐ 1 産婦人科医療機関等が発行した初回産科受診に係る領収書及び診療報酬明細書の写し（注 氏名、診療年月日、医療機関等名が記載されたものに限る。）
- ☐ 2 振込口座が確認できるものの写し
- ☐ 3 世帯全員の住民税の課税状況が分かる書類（原本）
（注 住民登録が当該年の1月1日時点で鹿屋市以外にある場合に限る。）

[市記載欄]

申請受理年月日	年 月 日	(交付・不交付) 決定年月日	年 月 日
住民税非課税世帯	☐ 該当 ☐ 非該当	保険適用の有無	☐ あり ☐ なし
母子手帳交付番号		交付決定金額	円

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました鹿屋市妊婦初回産科受診料助成金について、下記のとおり交付決定（却下）したので、鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

☐ 次のとおり助成します。

交付決定額	円
支払予定日	年 月 日（予定）

注 助成金は、「鹿屋市妊婦初回産科受診料助成事業交付申請書兼請求書（別記第1号様式）」で申請いただいた口座に振り込みます。なお、市が交付決定した後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により、助成金の支払が完了せず、かつ、交付決定した日の属する翌月末までに連絡確認ができない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

☐ 下記の理由により助成しません。

却下の理由	
-------	--